

## 政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和3年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 随意契約する内容

## (1) 調達物品(役務)名

石川中央保健福祉センター 河北地域センター庁舎清掃業務委託

## (2) 調達物品(役務)の規格・数量等

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| ア 日常清掃(毎日)     | 369 m <sup>2</sup> |
| イ 日常清掃(週2回)    | 259 m <sup>2</sup> |
| ウ 除草・屋外作業(年7回) | 138 m <sup>2</sup> |

## (3) 履行期間

令和3年4月1日(木) ～ 令和4年3月31日(木)

## (4) 納入場所

住 所： 河北郡津幡町字中橋口1-1

所 属： 石川中央保健福祉センター 河北地域センター

連絡先：TEL:076-289-2177 FAX:076-289-2178

## 2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

## 3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

## 4 見積書の提出期限及び提出先(発注所属)

## (1) 提出期限

令和3年3月30日(火) 午前11時00分

## (2) 提出先(発注所属)

住 所： 白山市馬場2丁目7番地

所 属： 石川中央保健福祉センター

連絡先：TEL:076-275-2251 FAX:076-275-2257